

令和7年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)

R6年 11月 単価適用

豊平区土木部維持管理課

業務名: 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 豊平区内（西岡・福住地区）
公園116箇所、街路樹37路線、地域のみどり2箇所（位置図・数量調書参照）

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和7年3月15日より令和8年3月14日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。
- ・ 特記仕様書(西岡・福住地区)による。
- ・ 内訳書の表記について

令和 7 年度
豊平区公園及び街路樹総合維持管理業務特記仕様書(西岡・福住地区)

I 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、豊平区内公園街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)に適用する。

2. 安全管理

- (1) 道路上での作業は、適切に保安施設や交通誘導員を配置し、事故等が起こらないように十分注意して行うこと。
- (2) 現場状況等により交通整誘導員に増減が生じた場合は担当職員と協議すること。なお、交通誘導員配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (3) チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、法令により、防護ズボン、チャップス等 の下肢の切創防止用保護衣を着用すること。また、切創防止用保護衣の保有数を、業務計画書に記載すること。
- (4) 高さ 6.75mを超える場所で墜落の危険がある場合は、法令により、フルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。

3. 指示事項について

担当職員からの指示は緊急の場合を除きすべて代表会社への連絡とする。各構成会社への連絡調整等は代表会社が責任をもっておこなうこと。

4. JV 会議について

契約書に示す各期に 1 回土木センター会議室において区内各地区 JV が参加する連絡調整会議をおこなうこと。ただし、状況によってはこの限りでない。

5. 出来形管理

- (1) 仕様書において数値が明記されている項目について、数値が確認できるよう写真に記録し担当職員に提出すること。 ※1項目につき1枚以上
- (2) 剪定作業をおこなう場合、樹木ごとに幹周の分かる写真を記録すること。
10～30本/2か所, 31～50本/3か所, 51本以上/4か所

Ⅱ 公園編

1. 一般

(1) みどりあふれる潤いのあるまちづくりのため

- ① 「札幌市みどりの基本計画」に基づき、公園緑地や道路の緑が地域の緑と一体となって、**緑あふれる潤いのある街**となるよう努めなければならない。
- ② 公園緑地・街路樹や公園内の諸施設において、それぞれがもつ**機能や主旨を十分に発揮**できるように努めなければならない。
- ③ 管理瑕疵が問われる**事故の防止**に努めなければならない。
- ④ 利用者及び周辺住民に不快感を与えないように、常に**美観・景観の保全**に努めなければならない。
- ⑤ 公園が**周辺住民の迷惑施設とならないよう、その配慮や負担要因の軽減**に努めなければならない。
- ⑥ 「福祉のまちづくり」要綱に基づき、日常の管理及び施設の維持補修や改修時には、**だれにもやさしい施設づくり**に努めなければならない。
- ⑦ 公園・緑地の維持管理において、**造成計画の意図を勘案しつつ、地域住民の時代の要望に即して随時変革を検討**することに努めなければならない。

(2) 公園の夏季利用期間

公園の夏季利用期間は、4月29日から11月3日までを基本とする。

2. 公園巡視点検

(1) 実施回数・実施期間

夏季巡視：町内会委託管理の公園について、4月～11月の期間、月に1回以上の頻度で巡視すること。（年8回）

冬季巡視：町内会委託管理公園および業者委託管理公園について、3月及び12月～翌年2月の期間、月に1回以上の頻度で巡視すること（年4回）。ただし、12月に行う巡視は、夜間巡視とする

(2) 実施作業方法

- ① 遊具、外柵等施設破損の有無確認を行い、破損状況により応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- ② 土系広場や芝生広場の凹凸状況確認および樹木（主に高木）の枝折れ等の確認を行い、状況による応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- ③ 発見した放置自転車は、青札を貼り、3日以上経過後も放置されていた場合は、北郷自転車保管場所（白石区北郷1条1丁目）に撤収することとする。なお、撤収する場合は、事前に担当職員に報告すること。また、廃棄せず保管する場合は、告示書を放置場所付近に掲示すること。
- ④ 家電製品、タイヤ等不法投棄物については、担当職員の指示により回収することとする。

- ⑤ ニセアカシアのひこばえについて、接触の恐れがあるものを発見した場合は、至急除去することとする。
- ⑥ 12 月に行う夜間巡視では、公園内の照明灯が点灯しているかどうかを確認し、不点があれば担当職員に報告すること。

(3) 施設点検シートへの記録(夏季1回、冬季1回)

各公園の巡視結果は施設点検シート(夏季:様式Ⅰ、冬季:様式Ⅱ)に記載し担当職員に提出すること。なお、夏季の施設点検については5月末までに実施すること。

3. 夏季利用期間開始前の期首作業

(1) 目的

冬期管理から夏期管理への移行にあたり、夏期期間の利用に即した公園形態の確保並びに諸施設の機能の保全、美観景観の保全を図るため、それに必要な作業を実施する。

(2) 実施時期

夏季利用開始前までに完了すること。(4月28日まで)

(3) 実施作業

① 清掃 B

- ア) 越年の落ち葉の収集が含まれることから、熊手、レーキ等による拾い集め型により清掃を行うこと。
(年1回)
- イ) 遊具等の公園施設についても、鉄棒のさび取りや滑り台の滑走面およびブランコの座板の布拭き等を行うこと。
- ウ) 水飲み台は、利用者の不潔感解消のため、飲み口周辺部をブラシまたはタワシ等でこすり落とし、水洗いすること。

② 冬囲い撤去(樹木冬囲い撤去 D、E、F、J、水飲み台冬囲い撤去 B・C、シーソー、ブランコ、鉄棒)

- ア) 樹木、水飲み台、シーソー、ブランコ、鉄棒の冬囲いを撤去し、本来あるべき姿に復元すること。

③ U字側溝清掃泥上げ

- ア) 降雨時の排水に支障がないようにU字側溝等の泥上げを行うこと。
- イ) 柵は、異物を撤去し、管底が確認できる状態を最低限確保することとする。

④ 公園巡視点検

Ⅱ-2-(2)による。

⑤ その他

無料テニスコートにおけるネット張り等、夏季利用期間開始前に必要と思われる作業について、適宜実施すること。

4. 清掃(清掃 A)

(1) 実施回数・実施期間

4月～11月の期間内、2週間に1回の頻度で実施する(年14回)。なお、ゴミの散乱等、美観景観や環境衛生上問題が生じた場合は随時実施することとする。

(2) 実施作業方法

① ゴミの清掃は拾い集め型を主体に行い、主に下記のものを除去すること。

ア) ガラスの破片等、けが等の事故を誘発するもの。

イ) 石等、草刈時の飛散事故等の原因となるもの。

ウ) 空き缶・紙屑等、美観景観を損なうもの。

エ) 公園外から持ち込まれた、公園事業で備えた施設や物品以外のもの。

オ) 犬糞等、衛生上問題のあるもの。

② 砂場清掃は、表面に見える異物や犬猫の糞等を除去し、利用に支障のないように処置すること。

(3) 実施にあたっての配慮事項

① 公園内は、美観景観、事故防止、衛生の確保に配慮して実施すること。

② 公園内周辺部は、道路利用者や隣接住民に不快感を与えないように、美観景観の確保に努め実施すること。

③ 公園外周辺部は、明らかに公園から飛散したと思われ、かつ住民の負担になる状況のごみ等(落葉は除く)は、処理することを基本とし、その作業にあたっては、民有地に立ち入ることを十分配慮して実施することとする。

(4) 出来高管理

作業の出来高管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

5. 草刈(草刈A、B)、除草(除草B)

(1) 実施回数

草刈りは、業者管理対象公園において草丈の状況に応じて年2回(公園によっては3回)実施すること。ただし、状況に応じて回数を調整する場合があるため、担当職員と事前に協議すること。除草は、数量調書に記載の公園において指定回数を行うこと。

(2) 実施時期

実施時期については、下記を標準とする。

① 1回目の草刈りは、5月下旬から6月上旬頃までに実施すること。

② 2回目の草刈りは、7月中旬から下旬(7月15日～7月31日)をめどに実施すること。なお、小学生の夏休みやお盆時期には町内会において各種行事が行われることから、これらがスムーズに行われるように実施すること。

- ③ 3回目の草刈りは、9月下旬から10月中旬をめどに行う事。
- ④ 除草の実施時期は、基本的に草刈実施時期と同時期とするが、除草の回数によって時期を変更することもあるため、時期については担当職員と協議のうえ実施すること。

(3) 実施作業方法

- ① 草刈は、ロータリーモアや刈り払い機を使用し、場所によっては手刈りを併用して、刈り残しのないように、全体的に草丈 4 センチ程度をめどに作業を行うこと。
- ② 外柵石や樹木等の施設周辺は手刈りで実施すること。
- ③ 草刈後は、集草搬出を行うこと。草刈後すぐに集草しない場合は、刈り草が飛散しないような措置を講ずること。

(4) 実施にあたっての配慮事項

- ① 芝生広場の様々な利用者に配慮すること。(特に幼児や児童)
- ② 砂塵防止対応のため、施工時の地盤状況及び気象状況と周辺環境を勘案して、実施時期を決定すること。
- ③ 飛散事故を起こさないように、小石等は極力撤去すること。また、草刈り時は防護シート等により草刈り機周辺を防護する等、工夫して作業を行う事。なお、草刈作業時公園周辺に自動車が停車している場合は、自動車周辺の草刈りを一時取りやめる等、小石飛散事故が起こらないように十分に配慮すること。
- ④ 事故防止や騒音防止のため機械類の点検整備を実施すること。
- ⑤ 作業時には周辺の公園利用者の誘導を行うこと。
- ⑥ 町内会への管理委託公園において、担当職員から指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等を市の指定する処理場へ搬入すること。

(5) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

6. 樹木

(1) 剪定A～H(高木)

① 目的

樹木の整姿・剪定の目的は下記のとおりとし、その目的を十分に把握し作業を行う事。

ア)徒長枝・逆枝・立枝等の枝処理等、樹木保護育成のため。

イ)庭園樹としての景観形成のため。

ウ)民家の窓辺からの景観保全のため。

エ)日照権を侵害している樹木の樹冠調整。

オ)民地境界線にある樹木で民地へ越境している樹木の樹冠調整および枝処理。

カ)園内照明や園内施設及び利用者の支障となる樹木の樹冠調整および枝処理。

キ)道路建築限界を侵している樹木の樹冠調整および枝処理。

ク)道路標識等の道路付帯物の効果を損なう樹木の樹冠調整および枝処理。

② 実施本数

対象公園及び実施本数については、担当職員の指示によること。

③ 実施時期

対象樹木の特性を十分考慮し、落葉樹の冬季剪定については、落葉後から1月下旬を基本とする。ただし、切り口から樹液が落ちる場合は中止を検討することとする。

(2) 伐採A～I(高木)

① 実施本数

伐採対象木については、担当職員の指示によること。

② 実施時期

枯死木や腐朽等により倒木の怖れがある樹木については、周辺の状況(民地に接しているかどうか等)を考慮し、直ちに伐採すること。その他の樹木については具体的な実施時期は、担当職員の指示によること。

(3) 下枝取り(高木)

- ① 実施本数別紙数量調書に記載されている公園において、公園利用上支障となる樹木や、公園外周にある樹木で道路標識等を覆っている樹木を対象に下枝取りを行なうこと。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

② 実施時期

上記①に記載した状態が見受けられる場合、適宜行うこと。具体的な実施時期は、担当職員の指示による。

(4) 胴ぶき・ひこばえとり

胴吹き・ひこばえ取りは、樹木の健全な育成のために、適宜おこなうこととする。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

(5) 生垣刈込B(低木)

① 実施回数

別添数量調書に記載している公園において、年2回生垣の刈り込みを行うこと。

② 実施時期

ア) 1回目は6月中旬に行うこと。

イ) 2回目は9月中旬に行うこと。

③ 実施作業方法

生垣の仕上がりは、高さ・幅を一定にそろえ、美観を損なわないように実施すること。

(6) 寄せ植え刈込B、藤棚剪定

- ① 寄せ植え刈込 B……………西岡ライラック公園等の寄せ植えについて、適宜刈込を行うこと。実施時期等については監督員の指示による。
- ② 藤棚剪定……………西岡ぬまた公園等の藤棚について、適宜剪定を行うこと。実施時期等については監督員の指示による。

(7) 病虫害の防除・駆除(薬剤カプセル打ち込み)

① 実施回数

病虫害に関する苦情・要望および通常の巡視点検により発見された病虫害について、公園利用上支障となるもの等について、担当職員と協議の上打ち込みを行うこと。作業後は担当職員に報告すること。

② 実施時期

担当職員の指示による。

(8) 支柱取付・支柱撤去

① 実施箇所・回数・時期

通常の巡視点検により発見された破損した支柱について、撤去・取り付けを行なうこと。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

7. 砂場

(1) 砂場整正

① 実施回数・実施時期

実施回数は、砂場のある全公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までにおこなうこととする。

② 実施作業方法

団結した砂を20cm程度掻き起こし、砂場表面の不陸整正をおこなうこと。

(2) 砂場砂補充

① 実施回数・実施時期

別紙数量調書に記載の公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までに行うこと。

② 実施作業方法

砂場の天端から10 cmさがりで行うこと。

8. 照明灯

(1) 不点調査

担当職員の指示により適宜行うこと。

(2) ランプ交換

担当職員の指示により適宜行うこと。

9. 夏季利用期間終了後の期首作業

(1) 実施時期

夏季利用期間終了後、当年度の天候や利用状況を勘案のうえ、概ね11月下旬までを目処に行うこと。

(2) 実施作業

① 清掃 C

ア) 当年度の落ち葉を掃き掃除により収集すること。

イ) 落ち葉時期および、葉が落ちきった時期に行うこと。(年2回)

② 冬囲い設置(樹木冬囲い設置 D、E、F、J、水飲み台冬囲い設置 B・C、シーソー、ブランコ、鉄棒)

ア) 樹木冬囲い設置は、夏季利用期間終了後で紅葉の後に行うこと。仕様は「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 樹木冬囲い図」による。

イ) 水飲み台は、縄とムシロを使用し、ムシロー重のコモ掛けにする。水落しを行うこと。

ウ) 鉄棒は、札幌市が支給する使用禁止テープおよび貼り札により冬囲いすること。

エ) ブランコは、ムシロやブルーシート等の緩衝材で梁部を養生した上で着座部を固定すること。

オ) シーソーは、旧式のものについては、着座部を外してブルーシート等で養生した上で、脚部に固定すること。新式のものについては、着座部を外さず、ブルーシート等で養生し、着座部が動かないように固定すること。

③ その他

無料テニスコートにおけるネットの取り外し等、夏季利用期間終了後に必要と思われる作業について、適宜実施すること。

10. カラス・ハチの巣撤去

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 公園・街路樹共通編 4.カラスの巣撤去 5.ハチの巣撤去」による。

11. その他

(1) 水飲み台

① 水飲み台蛇口取り換え

巡視・点検等において発見した破損している水飲み台の蛇口について、適宜取り換えること。蛇口は支給品とする。

Ⅲ 街路樹編

1. 一般

(1) 植栽基準

- ① 歩道上の街路樹は、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」、札幌市宅地開発要綱の規程による<街路樹植栽基準>(平成 23 年 8 月 1 日一部改正)及び街路樹剪定技術指針(平成 28 年版)を基準に下記の点に留意して行うこととする。
 - ア)植栽間隔は8mを標準とする。ただし、植栽計画及び実施においては、10m を基本に、最低 6m で行うこととする。
 - イ)信号機のある交差点手前の植栽位置は、交差点巻きこみ変形縁石の開始位置から、10m 以内には植栽しないこととする。
 - ウ)交差点通過後は、交差点を渡って曲線際終点より 8m以内には植栽しないこととする。
 - エ)道路付属物を考慮し、道路標識や街路灯、電柱等と街路樹の間隔は原則 3m 以上離すこととする。また、進行方向に対して道路標識の手前に配置しないこととする。
 - オ)植栽場所は原則として幅員 3.5m以上の歩道を対象とする。
 - カ)既設の幅員 3.5m未満の生活道路の歩道に植栽されている街路樹は、日常管理に十分に配慮して可能な限り保護育成に努めることとする。
 - キ)信号機及び道路規制標識等の視認距離の確保については、30m手前で確認できるよう維持管理することを基本とする。

(2) 危険木処理

- ① 枯損木及び樹木の腐朽による倒木の恐れのある樹木は担当職員と協議の上速やかに伐採することとする。抜根については、担当職員の指示によることとする。

2. 街路樹巡視点検

(1) 実施回数・実施時期

3 月～翌年 2 月の期間、2 月に 1 回以上往復で各路線 6 回実施すること。実施路線は数量調書によることとする。

(2) 実施作業

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 街路樹編 5.巡視点検」による。

3. 植樹柵・中央分離帯等管理

(1) 清掃

- ① 実施回数・実施時期

4 月～11 月の期間に 3 回実施すること。作業は、草刈の実施時期に合わせて行うこととする。

② 実施作業

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 街路樹編 1.植樹柵・緑地帯清掃」による。

(2) 草刈、除草(草刈 G、I、L、N)

① 実施回数

4 月～11 月の期間に草丈の状況に応じて 2 回(路線によって 3 回)実施すること。実施時期は、1 回目は 6 月中旬から 7 月上旬、2 回目は 8 月上旬から 8 月下旬、3 回目は 9 月下旬から 10 月中旬を目途に作業を行うこととする。

② 実施作業

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 街路樹編 2.植樹柵・緑地帯草刈」による。

(3) 歩道美化事業(柵花壇用花苗配布)

① 本事業は「とよひら HANA-LAND 事業」と一体となって行うこと。

② 花苗の種類については、あらかじめ設定することとする。

③ 取りまとめは豊平区市民部地域振興課(以下「地域振興課」という)で行うこととする。

④ 配布先については、町内会及びこれらに類する団体とする。

⑤ 花苗配布特記使用書及び「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 街路樹編 4.花苗配布、マイタウン・マイフラワー」によることとする。

<花苗配布について>

1)花苗の配布にあたっては、地域振興課の指示に従うこと。詳細については、別途、地域振興課担当者から指示するものとする。

2)担当職員からの指示があった場合、地元担当者に連絡すること。

3)地元担当者と連絡した際に、当初の申請内容と差異が生じた際には、速やかに札幌市に報告すること。

4)配布する花苗の状態は七分咲きの生育が良いものとする。

4. 樹木管理

(1) 街路樹支柱管理

① 支柱設置

ア)支柱の無い植樹柵への補植時又は支柱が著しく損傷した場合は、支柱を取り付けることとする。

イ)支柱は焼丸太支柱を基本とする。

② 支柱撤去(支柱撤去 A、B)

ア)支柱は根張り状態に応じ、随時撤去することとする。ただし、ニセアカシア、シダレヤナギ、及びブラタナスについては、幹周 C=60cm を目途に撤去・取り外しを検討する。

イ)作業は 7 月末までに完了することとする。

ウ)ナナカマドについては、傾斜樹木が見受けられることから、特に留意して見定めること。

③ 支柱補修(支柱補修A、C)

ア)美観を損なう破損支柱の補修作業は5月31日までに完了することとする。

イ)美観上支障のない支柱の補修は、7月末までに完了することとする。

④ 支柱結束(支柱結束A)

ア)作業は7月末までに完了することとする。

イ)支柱強化樹種については、支柱との結束は毎年行うこととし、樹幹の杉皮巻き直しは、樹木の生長等必要に応じておこなうこととする。

⑤ 支柱強化事業

道々西野白石線は三脚又は四脚鳥居合支柱の設置を検討することとする。

(2) 夏季剪定

① 目的

夏季剪定は、夏季間に緑豊かな景観を確保するため、必要最小限にとどめることとする。また、ニセアカシアについては、強風による幹折れ防止のため、下記実施作業のうち(キ)及び(ク)の作業を加えて行うこととする。

② 実施作業

ア)歩車道の道路建築限界の確保。

イ)信号機・標識類の30m手前からの視認の確保

ウ)民有地建築線の侵害枝の切り詰め

エ)建物や看板等民有施設への接触枝の切り詰め

オ)道路照明灯の効果の確保

カ)トランスへの接触枝の切り詰め

キ)倒木防止のための枝抜き(ニセアカシアのみ)

ク)樹冠を整えるための、70%切り詰め(ニセアカシアのみ)

(3) 冬季剪定

① 目的

夏季間において、その道路携帯にふさわしい統一された美しい景観を形成させるために、樹姿の調整及び樹冠の骨格調整のために行うものである。

② 実施時期

落葉後の12月～2月までの間に完了すること。ただし、プラタナスについては落葉前の10月半ばまでに完了すること。

③ 樹種別実施年次

冬季剪定の樹種別実施年次の目途は次のとおりとする。ただし、幼木については適切な時期に逐次骨格調整を行うこととする。ただし、下記(イ)、(ウ)に該当する樹木の剪定については、数量調

書を参考に担当職員と協議の上実施することとする。

ア) 毎年実施樹種：ニセアカシア、プラタナス

イ) 3年ごとに実施する樹種：イチョウ、エンジュ、シンジュ及び3年枝以上の剪定が困難なサクラ、ナカマド

ウ) 5年ごとに実施する樹種：上記以外の樹種

④ 作業注意事項

ア) 夏季の枝の伸長により、民有地への侵害、民間施設との接触、街路照明灯の障害及び道路建築限界への侵害の防止に留意して実施することとする。

イ) 街路樹は、「道路緑化技術基準」による、自然相似形仕立てで行うこととする。

ウ) 芯とめは、路線ごとに決定される樹高に到達するまでは、樹冠の乱れ防止のため、絶対に行ってはならない。ただし、ニセアカシア、イチョウ等芯の再生が可能な樹種によっては、担当職員と協議の上、芯とめ調整をすることができる。

エ) 樹幹は道路建築限界内においてすべて単幹にすることとし、将来主幹が歪曲により植樹桁幅からでないように管理していかなければならない。

オ) 切り詰め剪定は、原則として行ってはならない。

カ) 歩道側の建築限界の2.5mを遵守し、樹姿の形成及び歩道除雪の問題から4.0mを基本に行うこととする。

キ) 車道の建築限界は4.5mとする。

ク) 民有地建築線から1.5mはなすこととする。

⑤ 幼木管理

ア) 幼木(骨格枝の形成が未整備な樹木)は、成長に合わせ、ちから枝を徐々に上げていくこととする。

イ) 幼木の時期は、骨格形成に重要な時期であるので、適切な時期に整姿剪定を行うこととする。

(4) 病害虫の防除・駆除(薬剤カプセル打ち込み)

Ⅱ-6-(7)に準ずる。

(5) 街路樹補植

① 実施時期

街路樹の補植は、担当職員と協議の上、伐採・抜根後随時行うこととする。ただし、次の項目についてはこの限りではない。

ア) 植栽不適期(夏季)における植樹

イ) 植花されている植樹帯及び植樹桁への植樹

② 実施作業方法

ア) 作業にあたっては、Ⅲ-1-(1)の事項に留意すること。

イ) 補植する樹木の規格については、樹高3m以上及び幹周15cm以上の樹木を基本とする。

ウ) 植栽樹木は、垂直樹幹の単幹で芯のあるものとする。

エ)支柱は焼丸太支柱を基本とし、Ⅲ－４－(１)の内容を考慮し設置することとする。

オ)低木の補植については、道路の景観を勘案し、担当職員と協議の上行うこととする。

(6) 胴ぶき・ひこばえとり

① 実施時期

胴ぶき・ひこばえとりは、植樹柵等清掃草刈り作業時合わせて実施することとするを基本とする。

② 実施作業

ニセアカシアは、こぶの形成防止のため、可能な限り道具を使用せず、手で行うこととする。

(7) カラス・ハチの巣撤去

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書 公園・街路樹共通編 4.カラスの巣撤去、5.ハチの巣撤去」による。

Ⅳ 地域のみどり

1. 実施箇所

西岡 2 条 12 丁目及び西岡 508-1 の 2 箇所を対象とする。

2. 管理方針

(1) 西岡 2 条 12 丁目

- ① 草刈り、清掃は行わないこととする。ただし、作業が必要と判断される場合は担当職員と協議の上行うこと。

(2) 西岡 508-1

- ① 草刈は、西側の宅地周辺及び東側道路境界部を年 2 回、調整池からバス停までの歩道境界部を年 1 回行うこととする。
(別添の「地域のみどり草刈り範囲」参照)。
- ② 清掃は、11 月～12 月の期間に落葉の清掃も含め 2 回行うこととする。

Ⅴ 災害時の対応

1. 警報発令時の対応

- (1)災害の発生が予測された場合には、豊平区災害防止協力会の協力を得て、処置に当たることとする。
- (2)警報が発令された場合には、豊平区災害防止協力会の造園業者チーフ会員会社が土木センターに詰め、配置された造園業者に指示することとし、配置された造園業者は、その指示の元に災害防止及び処理作業にあたることとする。
- (3)配置される造園業者は、豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務受託業者（以下「受託業者」という。）及び豊平区災害防止協力会の会員業者により構成される。
- (4)受託業者は、豊平区土木部維持管理課職員の命令により、豊平区災害防止協力会の指揮のもと

とに行動することとする。

(5)受託業者は、被害状況及び対応状況を把握して本市に報告することとする。

2. 事故木処理等緊急時の対応

- (1) 公園及び街路樹において事故が発生した場合は、状況に応じて速やかに処置することとする。
- (2) 応急処置については、昼間・夜間を通じて、本市担当職員又は受託業者がおこなうこととする。
- (3) 事故木処理等のように造園業者の施工可能な作業については、本市の指定する者の指示を得て、受託業者が処理することとする。

記載例 公園種別とナンバー 公園施設点検シート			凡例 A：異常がなく、安全性に問題はない B：劣化や損傷があるが、安全性に問題がない C：劣化や損傷があり、安全性について別途確認が必要である D：劣化や損傷があり、安全性に懸念がある	
公園名		近8 厚別中央公園		
対象施設等		点検項目	点検日 5/10	点検を5月末までに 行ってください 記載者名 □ ○ □ ○
園内全体	公園全景の景観印象		B	ガラス片処理済 特にC、Dランクの時に補足してください 4/25には居なかった
	草刈等による芝生の状況		B	
	ガラスや鋭利な異物等の危険物がないか		D	
	自転車、粗大ゴミ等の放置物がないか		B	
	水溜りや不陸等がないか		B	
	公衆便所にホームレスがいる模様、荷物等の痕跡あり		C	
園路広場	舗装	欠損、小穴、クラックなど転倒の危険性	B	根上りが数箇所
		段差、根上りなど転倒の危険性がないか	C	
		ガラや危険物の露出がないか	B	
		水溜り、不陸による通行支障がないか	B	
		水みちによる通行支障がないか	A	
	階段 手摺 デッキ	本体の破損や部材の欠損がないか	—	該当無ければ「—」を記入
		踏面、床面の水溜りや不陸の支障がないか	—	
		塗装は必要か	—	
	擁壁 法面	擁壁の破損、変形、モルタルの剥離等がないか	—	「倒木の恐れがある木」については、園路や広場の近くなど、倒木した際に利用者に危害が及ぶ恐れのある場所に植栽された樹木について、点検してください 腐朽については、子実体(キノコ)があればD評価として報告してください。
		法面の侵食、隆起、変形等がないか	B	
		落石防護柵等の破損・欠損がないか	—	
		落石防護柵等の腐食による老朽度	—	
樹 木	倒木がないか		A	砂場近くのニセアカシアにキノコ有 同上 照明、近日中に処理予定 歩道よりのトウヒ 生垣、近日中に処理予定 支柱処理済 カラス
	傾斜、腐朽、枯損等の倒木の恐れがある木があるか		D	
	落下の恐れがある枯枝がないか		D	
	通行の支障や危険（目の高さ等）な枝がないか		A	
	照明、標識にかかる枝や見通しを妨げる中低木がないか		D	
	民地に越境している枝がないか		—	
	道路の建築限界（車道4.5、歩道2.5m）以下の枝がないか		D	
	剪定、刈込み及び間伐が必要な樹木がないか		D	
	低木及びツタの刈込みの必要がないか		B	
	不要な支柱、破損した支柱がないか		—	
	害虫の発生がないか		A	
	カラス及びハチの巣がないか		C	
	遊戯施設	破損やゆがみ・傾き・ぐらつきがないか		
紐やガラス片などの異物がないか		A		
突起やささくれがないか		A		
地際の腐食、塗膜の剥がれや浮きがないか		A		
ボルト等部材の欠損、摩耗や劣化がないか		A		
基礎が露出していないか		D		
遊具周辺に凹凸・石・根や枝がないか		D		
落書きはないか		A		
塗装は必要か		A		
砂場、砂の補充は、硬くないか、雑草・汚物はないか		C		

対象施設等	点検項目		点検日	点検を5月末まで に行ってください	摘 要	
			5/10			
休養施設	ベンチ 四阿	本体のささくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	D		ベンチ2ぐらつき	
		ボルト等部材の欠損がないか	A			
		基礎の傾き、露出、破損などがないか	D		ベンチ2基礎露出	
		腐食・腐朽による老朽がないか	B			
		塗装は必要か	B			
	パーゴラの桟木が腐朽し危険		D		立入り禁止措置	
管理施設	車止	本体のささくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	A			
		ボルト等部材の欠損がないか	—			
		腐食・腐朽による老朽がないか	B			
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A			
		塗装は必要か	B			
	柵	本体のぐらつき、傾き、折れ、ささくれなど	B			ネット下部
		ボルト等部材の欠損がないか	D			同上
		腐食・腐朽による老朽がないか	D			
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A			
		塗装は必要か	B			
	照明灯	本体の傾き、基礎の露出がないか	B			基礎がやや露出
		腐食による老朽がないか	B			3本補修済み
		塗装は必要か	B			
		補強プレート取付けの必要がないか	B			
		点検口カバー取替の必要がないか	B			
	看板	照明のつきばなし、時計時間表示の誤りがないか	A			
		本体の傾き、ぐらつき、基礎の露出がないか	C			ぐらつき
		ボルト等部材の欠損がないか	A			
		腐食・腐朽による老朽がないか	B			
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	B			
		塗装は必要か	B			
		表示内容は妥当か	A			
		ラミネートの更新が必要ないか	D			老朽で文字が読めない
モニュメント 彫刻・ 石碑等	腐蝕・ひび割れ、剥がれ、破損等がないか		B			
	揺すってぐらつきがないか		B			
給水設備	本体の破損、傾き、部材の欠損（柵のボルトを含む）		B			
	水圧、水量は妥当か		A			
	蛇口閉栓時の漏水がないか		A			
	柵・散水ボックス等に土砂などの堆積がないか		B			
	柵・散水ボックス等の高さは妥当か、ぐらつかないか		A			
排水設備	側溝・柵の破損、蓋の紛失・ズレ・ガタツキ等がないか		D		側溝破損、早急対応必要	
	側溝・柵の高さは妥当か		D		側溝、凍上の影響か	
	土砂・落葉等の堆積がないか		D		水飲み台、処理済	
	逆勾配になっていないか		A			
≪その他施設状況、所感など≫						
園路の痛みがひどい、特に側溝箇所や根上りの部分、早急に補修が必要。						
前年度工事の汚れや陥没あり、対応をお願いしたい。						
公衆便所に落書きあり。						
ネットフェンスの老朽化、そろそろ更新の検討をお願いしたい。						
				気がついたことなど、自由に記入してください		

気がついたことなど、自由に記入してください

必要に応じて写真や図面を添付すること

冬期公園巡視(2月) チェックリスト					記載例			様式Ⅱ		
冬道事業 対象	街区・近隣・地区・都緑	告示 番号	75	公園名	大和東公園	巡視 実施日	平成31年2月20日	実施者	〇〇	〇〇
対象	項目	確認事項	チェック	対応	写真 有無	No.	備考			
公園外周部	雪山	機械(ハンドローター含む)での雪入れはないか。		報告	有	1	看板の設置			
		フェンス等の外柵の破損の恐れはないか		報告	有	2	スノーボールの表示			
		道路への滑落や飛び出しの恐れはないか。		報告	有	3	直線スロープ有			
公園広場内	雪山	施設の破損の恐れのある雪入れはないか	レ		無					
		カマクラ等、子供が埋もれる可能性のある雪山はないか	レ		無					
施設関係	四阿(シエルト ター含む)	屋根の積雪が1m以上になっていないか		雪おろし	有	4	(建築基準の積雪は1.4m)			
		雪庇やツララはないか		除去	有	4				
		大きな空洞、周囲との落差がないか。	レ		無					
	照明灯	灯柱周囲が空洞になっていないか(子供が落ちないか)	レ		無					
		架空線が人にぶつからないか。	レ		無					
	滑り台	チューブ型等閉じ込められる構造がないか		出入り口閉鎖	有	5	閉鎖板設置			
		踊り場の下部など支柱付近が空洞になっていないか(滑らないか)	レ		無					
		階段・踊り場等がかまぼこ状になっていないか(滑らないか)	レ		無					
	ブランコ	支柱や梁の変形の恐れがないか	レ		無					
	鉄棒	握り棒がすべて見えているか。		除雪	有	6	握り棒が埋もれないよう除雪			
		テープなどの注意喚起物が適正な状態か	レ		無					
	コンビネーション 遊具	遊具内部と周辺の雪山の高低差により滑落や閉じ込められる空洞はないか	-		無					
		チューブ型等閉じ込められる構造がないか	-		無					
		階段・踊り場等がかまぼこ状になっていないか(滑らないか)	-		無					
	ターザンロープ	積雪によりワイヤーが人と接触しないか。		テープ等で表示	有	7				
樹木類	高木	特に針葉樹の枝葉部分に落雪の恐れのある積雪がないか	レ		無					
		雪入れなどにより枝折れの恐れがないか	レ		無					
その他	公園全体	過度の雪入れなどで利用者・歩行者などに危険な状況になっていないか	レ		無					

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号	→	業務番号
--------	---	------

・ 工事名	→	業務名
-------	---	-----

・ 工事区分	→	業務区分
--------	---	------

・ 直接工事費	→	直接業務費
---------	---	-------

・ 純工事費	→	純業務費
--------	---	------

・ 工事原価	→	業務原価
--------	---	------

・ 工事価格	→	業務価格
--------	---	------

・ 工事費計	→	業務委託料
--------	---	-------

豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
		小計	1式			
	地区特有作業	樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
		小計	1式			
	合計		1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
	合計		1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託料			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区))【公園編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	公園維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		
低木等管理				式	1		内-3号
高木剪定				式	1		内-4号
伐採				式	1		内-5号
抜根				式	1		内-6号
樹木冬囲い				式	1		内-7号
				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区))【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理				式	1		
砂場・広場等				式	1		内-9号
照明灯				式	1		内-10号
巡視点検				式	1		内-11号
施設冬囲い				式	1		内-12号
鳥獣対応				式	1		
カラス・ハチ				式	1		内-13号
区特有作業				式	1		
樹木管理				式	1		
樹木植栽				式	1		内-14号
施設管理				式	1		
砂場・広場等				式	1		内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区))【公園編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位		数量	数量増減	摘要
廃棄物処理				式		1		
廃棄物処理費				式		1		内-16号
直接工事費				式		1		
共通仮設費				式		1		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税等相当額				式		1		
工事費計				式		1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃 A		拾い集め型	1000m2	1, 260		単一 1号
清掃 B		春1回目；拾い+掃き	1000m2	100		単一 2号
清掃 C		秋清掃；拾い+掃き	1000m2	200		単一 3号
桝清掃（人力清掃工）		有蓋 25cm以上	箇所	1		
U型側溝除芥清掃			m	2, 500		単一 4号
ゴミ袋回収		40L；運搬距離12km以下	袋	2, 700		単一 5号
ゴミ袋回収		10L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 6号
放置ゴミ回収		家電・自転車・タイヤなど	回	1		単一 7号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
草刈 A		草丈50cm以上；刈払機；片付含む	100m2	72		単一 8号
草刈 B		草丈30cm～50cm；刈払機・ロータリーモア併用 片付含む	100m2	1, 820		単一 9号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	400		単一 10号
樹木下枝取り			本	120		単一 11号
薬剤カプセル打込みD		公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 12号
丸太支柱		支柱取付B-2 二脚鳥居支柱A；購入品	組	1		単一 13号
支柱撤去B		二脚鳥居支柱A；片付含む	組	1		単一 14号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書		低木等管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込B		60≦H<120cm；片付含む	10m	620		単一 15号
寄植刈込B		120≦H<200cm；片付含む	10m2	30		単一 16号
藤棚剪定			m2	130		単一 17号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
公園樹木剪定A		30<C≤60cm；人力；片付含む	本	1		単一 18号
公園樹木剪定B		60<C≤90cm；人力；片付含む	本	1		単一 19号
公園樹木剪定C		90<C≤105cm；人力；片付含む	本	2		単一 20号
公園樹木剪定D		105<C≤120cm；人力；片付含む	本	2		単一 21号
公園樹木剪定E		120<C≤150cm；人力；片付含む	本	1		単一 22号
公園樹木剪定F		8. 0<H≤12. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 23号
公園樹木剪定G		12. 0<H≤18. 5m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 24号
公園樹木剪定H		18. 5<H≤23. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 25号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
	名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
	伐採 A	15≦C<20cm	本	1		単一 26号
	伐採 B	20≦C<30cm	本	1		単一 27号
	伐採 C	30≦C<40cm	本	1		単一 28号
	伐採 D	40≦C<60cm	本	1		単一 29号
	伐採 E	60≦C<80cm	本	1		単一 30号
	伐採 F	80≦C<100cm	本	1		単一 31号
	伐採 G	100≦C<120cm	本	1		単一 32号
	伐採 H	120≦C<150cm	本	1		単一 33号
	伐採 I	150cm≦C	本	1		単一 34号
	合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書		抜根			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		$C < 30\text{cm}$	本	1		単一 35号
抜根 B		$30 \leq C < 60\text{cm}$	本	1		単一 36号
抜根 C		$60 \leq C < 90\text{cm}$	本	1		単一 37号
抜根 D		$90 \leq C < 120\text{cm}$	本	1		単一 38号
抜根 E		$120 \leq C < 150\text{cm}$	本	1		単一 39号
抜根 F		$150\text{cm} \leq C$	本	1		単一 40号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
樹木冬囲い設置D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	590		単一 41号
樹木冬囲い撤去D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	590		単一 42号
樹木冬囲い設置E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	2, 150		単一 43号
樹木冬囲い撤去E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	2, 150		単一 44号
樹木冬囲い設置F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	2, 850		単一 45号
樹木冬囲い撤去F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m	組	2, 850		単一 46号
樹木冬囲い設置 J		低木；晒竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m；購入品	組	32		単一 47号
樹木冬囲い撤去 J		低木；晒竹；むしろ2枚；H2. 0m, W1. 0m	組	32		単一 48号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正		異物除去；砂起こしt=200	m2	1, 090		単一 49号
砂場砂撤去			m3	1		単一 50号
砂場砂補充		購入品	m3	1		単一 51号
グラウンド土補充		砂	m3	1		単一 52号
グラウンド土補充		黒土	m3	1		単一 53号
グラウンド土補充		赤土	m3	1		単一 54号
水飲み台蛇口交換		支給品	箇所	1		単一 55号
石積天端，端面仕上げ		石積補修A	m2	1		単一 56号
テニスコートネット設置・撤去			面	3		単一 57号
張芝工		芝串なし	m2	1		単一 58号
張芝工		芝串あり	m2	1		単一 59号
除草B		花壇草取（普通）	100m2	1. 8		単一 60号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ナトリウムランプ取替B		NH110W	個	1		単一 62号
ナトリウムランプ取替C		NH180W	個	1		単一 63号
水銀灯用安定器取替B		HF200W；高力率100V	個	1		単一 64号
ナトリウム灯用安定器取替B		NF110W；高力率200V	個	1		単一 65号
ナトリウム灯用安定器取替C		NF180W；高力率200V	個	1		単一 66号
自動点滅器取替A		100V光電式；リトゝ線型；6A	個	1		単一 67号
安全ブレーカー取替		110V/220V2P2E20A	個	1		単一 68号
不点調査			箇所	3		単一 69号
LEDライトバルブ交換		HF100W級	箇所	1		単一 70号
LEDライトバルブ交換		HF200W級	箇所	1		単一 71号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	巡視点検				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園巡視点検(昼)			箇所	1, 076		単一 72号
公園巡視点検(夜)			箇所	115		単一 73号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
水飲み台冬囲い設置B		普通；むしろ1枚；閉栓	基	21		単一 74号
水飲み台冬囲い撤去B		普通；むしろ1枚；開栓	基	21		単一 75号
水飲み台冬囲い設置C		身体者用；むしろ2枚；閉栓	基	26		単一 76号
水飲み台冬囲い撤去C		身体者用；むしろ2枚；開栓	基	26		単一 77号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い設置		養生材支給品（縄材除く）	基	110		単一 78号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い撤去			基	110		単一 79号
遊具（鉄棒）冬囲い設置・撤去		支給品	基	51		単一 80号
スノーポール		設置；支給品；再利用	本	1		単一 81号
スノーポール		撤去；支給品；再利用	本	1		単一 82号
人力除雪工			m3	340		単一 83号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去B		高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 84号
カラスの巣撤去C		高所作業車18～18. 5m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 85号
ハチの巣撤去			箇所	3		単一 86号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	廃棄物処理費				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
処理費（事業系一般廃棄物 焼却処理）		札幌市各清掃工場・破砕工場（全ての間接費対象外）	t	40		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生（剪定枝等）		札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等リサイクル施設）（10％）	t	1		
タンコロ・枝外買取		土は極力除くこと（t：水分無調整重量）	t	10		
長材買取		末口6～50cm未満、材長2. 4m の幹材又は末口直径50 cm以上材長2. 0mの幹材（m3：空隙率50％換算）	m3	5		
根株買取		土は極力除くこと（t：水分無調整重量）	t	1		
合 計						

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		
高木剪定				式	1		内-3号
伐採				式	1		内-4号
抜根				式	1		内-5号
巡視点検				式	1		内-6号
樹木冬囲い				式	1		内-7号
				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
歩道美化					式	1		
花苗配布					式	1		内-9号
鳥獣対応					式	1		
カラス・ハチ					式	1		内-10号
安全費					式	1		
交通管理					式	1		内-11号
区特有作業					式	1		
樹木管理					式	1		
樹木植栽					式	1		内-12号
廃棄物処理					式	1		
廃棄物処理費					式	1		内-13号
直接工事費					式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西岡・福住地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	共通仮設費	
						工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位		数量	数量増減	摘要
共通仮設費				式		1		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税等相当額				式		1		
工事費計				式		1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
			労務調整-超過-規制			1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
植樹柵・帯清掃		拾い＋掃き	1000m2	120		単一 1号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈G		手刈り；片付含む	100m2	28		単一 2号
草刈 I		モ795%；手刈り5%；片付含む	100m2	230		単一 3号
草刈L		刈払機95%；手刈り5%；片付含む	100m2	170		単一 4号
草刈N		刈払機95%；手刈り5%；急斜面；片付含む	100m2	33		単一 5号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	400		単一 6号
樹木下枝取り			本	300		単一 7号
薬剤カプセル打込みB		街路樹 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 8号
支柱結束A		二脚鳥居型；C30cm標準	本	240		単一 9号
道路植栽（支柱設置）		高木二脚鳥居添木付幹周30cm未満 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	1		単一 10号
道路植栽（支柱設置）		高木二脚鳥居添木無幹周30上40未 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	30		単一 11号
支柱撤去A		二脚鳥居支柱（添木付）；片付含む	組	1		単一 12号
支柱撤去B		二脚鳥居支柱A；片付含む	組	40		単一 13号
支柱補修A		購入品；支柱1本取替；L=1. 8m	組	20		単一 14号
支柱補修C		購入品；横木1本取替；L=0. 6m	組	1		単一 15号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A		C≦30cm；人力；片付含む	本	8		単一 16号
街路樹木剪定B		30<C≦60cm；人力；片付含む	本	47		単一 17号
街路樹木剪定C		60<C≦90cm；人力；片付含む	本	86		単一 18号
街路樹木剪定D		90<C≦105cm；人力；片付含む	本	35		単一 19号
街路樹木剪定E		105<C≦120cm；人力；片付含む	本	15		単一 20号
街路樹木剪定F		120<C≦150cm；人力；片付含む	本	1		単一 21号
街路樹木剪定M		H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	12		単一 22号
街路樹木剪定N		H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 23号
街路樹木剪定O		H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	40		単一 24号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書		伐採			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採 A		15≦C<20cm	本	1		単一 25号
伐採 B		20≦C<30cm	本	1		単一 26号
伐採 C		30≦C<40cm	本	1		単一 27号
伐採 D		40≦C<60cm	本	1		単一 28号
伐採 E		60≦C<80cm	本	1		単一 29号
伐採 F		80≦C<100cm	本	1		単一 30号
伐採 G		100≦C<120cm	本	1		単一 31号
伐採 H		120≦C<150cm	本	1		単一 32号
伐採 I		150cm≦C	本	1		単一 33号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書		抜根			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		C<30cm	本	1		単一 34号
抜根 B		30≦C<60cm	本	1		単一 35号
抜根 C		60≦C<90cm	本	1		単一 36号
抜根 D		90≦C<120cm	本	1		単一 37号
抜根 E		120≦C<150cm	本	1		単一 38号
抜根 F		150cm≦C	本	1		単一 39号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	巡視点検				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路巡視点検		パトロール業務A（昼間 ライトバン）	km	285		単一 40号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
樹木冬囲い設置D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	112		単一 41号
樹木冬囲い撤去D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	112		単一 42号
樹木冬囲い設置E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	115		単一 43号
樹木冬囲い撤去E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	115		単一 44号
樹木冬囲い設置F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	147		単一 45号
樹木冬囲い撤去F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m	組	147		単一 46号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	花苗配布				単価適用年月	2024. 11	
					歩掛適用年月	2024. 11	
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名称		規格		単位	数量	数量増減	摘要
桝花壇用花苗配布		(一年草) 花苗購入、運搬費含む P φ 9cmペチュニア、ペゴニア、マリーゴールド程度		株	18, 090		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去B		高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 47号
カラスの巣撤去C		高所作業車18～18. 5m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 48号
ハチの巣撤去			箇所	1		単一 49号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	交通管理				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
交通誘導警備員 B		昼間勤務（交替要員無し）				
			人日	54		単一 50号
交通誘導警備員 A						
			人日	13		単一 51号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	樹木植栽				単価適用年月	2024. 11	
					歩掛適用年月	2024. 11	
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名 称		規 格		単 位	数 量	数量増減	摘 要
街路樹植栽		ナナカマド；H3.5・C0.15・W0.8；客土・土壌改良剤 含む 二脚鳥居支柱添木付		本	1		単一 52号
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	廃棄物処理費				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
処理費（事業系一般廃棄物 焼却処理）		札幌市各清掃工場・破砕工場（全ての間接費対象外）	t	15		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生(剪定枝等)		札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等リサイクル施設)(10%)	t	2		
タンコロ・枝外買取		土は極力除くこと（t：水分無調整重量）	t	55		
長材買取		末口6～50cm未満 材長2. 4m の幹材又は末口直径50cm以上材長2. 0mの幹材（m3：空隙率50%換算）	m3	10		
根株買取（公園街路樹No.編 504)		土は極力除くこと（t:水分無調整重量）	t	1		
合 計						

豊平区公園および街路樹総合維持管理業務(西岡・福住地区)
数量総括表 公園編

内訳書番号				単位	数量
1	清掃	清掃A	拾い集め型	1000m ²	1,260
		清掃B	春清掃	1000m ²	100
		清掃C	秋清掃	1000m ²	200
		桟清掃		箇所	1
		U型側溝除かい清掃		m	2,500
		ゴミ袋回収	40ℓ	袋	2,700
		ゴミ袋回収	10ℓ	袋	1
		放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	1
2	草刈	草刈A	草丈50cm以上	100m ²	72
		草刈B	草丈30～50cm	100m ²	1,820
3	下枝・支柱・薬剤	ヤゴ取りA	C50cm以下	本	400
		樹木下枝取り		本	120
		薬剤カプセル打込みD		本	1
		支柱取付B-2		組	1
		支柱撤去B		組	1
4	低木等管理	生垣刈込B		10m	620
		寄せ植え刈込B		10m ²	30
		藤棚剪定		m ²	130
5	高木剪定	公園樹木剪定A		本	1
		公園樹木剪定B		本	1
		公園樹木剪定C		本	2
		公園樹木剪定D		本	2
		公園樹木剪定E		本	1
		公園樹木剪定F		本	1
		公園樹木剪定G		本	1
		公園樹木剪定H		本	1
6	伐採	伐採A		本	1
		伐採B		本	1
		伐採C		本	1
		伐採D		本	1
		伐採E		本	1
		伐採F		本	1
		伐採G		本	1
		伐採H		本	1
		伐採I		本	1
7	抜根	抜根A		本	1
		抜根B		本	1
		抜根C		本	1
		伐根D		本	1
		伐根E		本	1
		抜根F		本	1
8	樹木冬囲い	樹木冬囲い設置D		組	590
		樹木冬囲い撤去D		組	590
		樹木冬囲い設置E		組	2,150
		樹木冬囲い撤去E		組	2,150
		樹木冬囲い設置F		組	2,850
		樹木冬囲い撤去F		組	2,850
		樹木冬囲い設置J		組	32
		樹木冬囲い撤去J		組	32

豊平区公園および街路樹総合維持管理業務(西岡・福住地区)
数量総括表 公園編

内訳書番号				単位	数量
9	砂場・広場等	砂場整正		m ²	1,090
		砂場砂撤去		m ³	1
		砂場砂補充		m ³	1
		グラウンド土補充	砂	m ³	1
		グラウンド土補充	黒土	m ³	1
		グラウンド土補充	赤土	m ³	1
		水飲み台蛇口交換		箇所	1
		石積補修A		m ²	1
		テニスコートネット設置・撤去		面	3
		張芝工	目串あり	m ²	1
		張芝工	目串なし	m ²	1
		除草B		100m ²	1.8
		灌水	1800L級車 水道料含	1000l	1
10	照明灯	ナトリウムランプ取替B		個	1
		ナトリウムランプ取替C		個	1
		水銀用安定器取替B		個	1
		ナトリウム灯用安定器取替B		個	1
		ナトリウム灯用安定器取替C		個	1
		自動点滅器取替A		個	1
		安全ブレーカー取替		個	1
		不点調査		箇所	3
		LEDライトバルブ交換	HF100W級	箇所	1
		LEDライトバルブ交換	HF200W級	箇所	1
11	巡視点検	公園巡視点検(昼)		箇所	1,076
		公園巡視点検(夜)		箇所	115
12	施設冬囲い	水飲み台冬囲い設置B		基	21
		水飲み台冬囲い撤去B		基	21
		水飲み台冬囲い設置C		基	26
		水飲み台冬囲い撤去C		基	26
		遊具冬囲い設置	ブランコ・シーソー(養生材支給品(縄材除く))	基	110
		遊具冬囲い撤去	ブランコ・シーソー	基	110
		遊具冬囲い設置・撤去	鉄棒	基	51
		スノーポール設置		本	1
		スノーポール撤去		本	1
		人力除雪工		m ³	340
13	カラス・ハチ	カラスの巣撤去B	高所作業車12m級	箇所	1
		カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級	箇所	1
		ハチの巣撤去		箇所	3
14	樹木植栽	エゾヤマザクラ		本	1
15	砂場・広場等	簡易看板設置A		基	40
		簡易看板設置C		基	1
16	処理費	事業系一般廃棄物	札幌市清掃・破碎工場	トン	40.0
		事業系一般廃棄物	札幌市ごみ資源化工場	トン	1.0
		タンコロ・枝外買取	石狩森林組合	トン	10.0
		長材買取	石狩森林組合	m ³	5.0
		根株買取	石狩市森林組合	t	1.0

←計画外

豊平区公園および街路樹総合維持管理業務(西岡・福住地区)
数量総括表 街路樹編

内訳書番号			単位	数量	
1	清掃	植樹樹・帯清掃	1000㎡	120	
2	草刈	草刈G	100㎡	28	
		草刈I	100㎡	230	
		草刈L	100㎡	170	
		草刈N	100㎡	33	
3	下枝・支柱・薬剤	ヤゴ取りA	C50cm以下	本	400
		樹木下枝取り		本	300
		薬剤カプセル打込みB	半日程度の連続作業	本	1
		支柱結束A	二脚鳥居型	本	240
		道路植栽(支柱設置)	二脚鳥居型添木付:購入	組	1
		道路植栽(支柱設置)	二脚鳥居型:購入	組	30
		支柱撤去A	二脚鳥居型添木付	組	1
		支柱撤去B	二脚鳥居型	組	40
		支柱補修A	支柱	組	20
支柱補修C	横木	組	1		
4	高木剪定	剪定A		本	8
		剪定B		本	47
		剪定C		本	86
		剪定D		本	35
		剪定E		本	15
		剪定F		本	1
		剪定M		本	12
		剪定N		本	1
		剪定O		本	40
5	伐採	伐採A		本	1
		伐採B		本	1
		伐採C		本	1
		伐採D		本	1
		伐採E		本	1
		伐採F		本	1
		伐採G		本	1
		伐採H		本	1
		伐採I		本	1
6	抜根	抜根A		本	1
		抜根B		本	1
		抜根C		本	1
		抜根D		本	1
		抜根E		本	1
		抜根F		本	1
7	巡視点検	街路巡視点検	km	285	
8	樹木冬囲い	樹木冬囲い設置D		組	112
		樹木冬囲い撤去D		組	112
		樹木冬囲い設置E		組	115
		樹木冬囲い撤去E		組	115
		樹木冬囲い設置F		組	147
		樹木冬囲い撤去F		組	147
9	花苗配布	桧花壇用花苗配布	株	18,090	
10	カラス・ハチ	カラスの巣撤去B	高所作業車12m級	箇所	1
		カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級	箇所	1
		ハチの巣撤去		箇所	1
11	交通誘導員	交通誘導員A		人日	13
		交通誘導員B		人日	54
12	樹木補植	街路樹植栽	ナナカマド	本	1
13	処理費	事業系一般廃棄物	札幌市清掃・破砕工場	t	15.0
		事業系一般廃棄物	札幌市ごみ資源化工場	t	2.0
		タンコロ・枝外買取	石狩市森林組合	t	55.0
		長材買取	石狩市森林組合	m3	10.0
		根株買取	石狩市森林組合	t	1.0

←計画外